

火災とまぎらわしい行為等の届出について

新発田地域広域消防本部の管轄区域は、新発田市、胎内市、聖籠町の2市1町で構成されていますが、野焼きや焚火など行為（以下『火災とまぎらわしい行為』）の届出時の事務処理については、統一した対応がされていませんでした。

今般、胎内市と胎内消防署（黒川出張所含む）で、火災とまぎらわしい行為についての情報を共有するため、下記のとおり届出の方法としております。

胎内市で『火災とまぎらわしい行為』を行う方は、お手数をおかけしますが、ご協力よろしくお願い致します。

届出の方法

- ① 火災とまぎらわしい行為を行おうとする方は、届出用紙に必要事項を記入する。
（届出用紙は、胎内消防署、消防黒川出張所に用意してあります。また当消防本部のホームページからもダウンロードできます。）
- ② 必要事項を記入した届出用紙を[胎内市役所市民生活課生活環境係](#)または[黒川庁舎生涯学習課社会教育係](#)に提出し、行為の可否について相談を行う。
- ③ 禁止行為の例外（どんど焼き（賽の神）、焚火、キャンプファイヤーなど）に該当すると判断された届出については[胎内市役所市民生活課生活環境係](#)または[黒川庁舎生涯学習課社会教育係](#)で受付印を押してもらおう。
- ④ ③の受付印を押してもらった届出用紙を胎内消防署または黒川出張所へ提出する。
（届出の受理に数日を要する場合があります。）

留意点

- ・野焼き等については一部例外となる焼却を目的としないどんど焼き（賽の神）、焚火、キャンプファイヤー等を除き環境面への配慮から**原則禁止**となっております。
- ・胎内市役所市民生活課生活環境係または黒川庁舎生涯学習課社会教育係の受付印のない届出は受理できません。
- ・この届出は**行為を許可するものではありません**。届出方法にご理解をお願いします。

お問い合わせ先

新発田地域広域事務組合消防本部 胎内消防署 消防機関係 TEL 0254-43-3311
胎内消防署 黒川出張所 TEL 0254-47-2467